

仙台市環境影響評価技術指針の改定について

環境影響評価法の基本的事項※（以下「基本的事項」という。）の平成 17 年、平成 24 年の改正に対応するため、仙台市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）を改定したい。

※環境影響評価法において対象事業種ごとに主務大臣が定めるべき第二種事業の判定基準や環境影響評価項目等選定指針などに関して、対象事業種にかかわらず横断的に基本となるべき事項について環境大臣が定めるもの。

1 技術指針を基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する事項

基本的事項の改正と同様の趣旨で指針を改定することが、本市環境影響評価制度の運用に資する事項については、技術指針を改定する。

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
基本的事項の改正事項（平成 17 年改正分）			
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連			
事業特性・ 地域特性の 捉え方	17-①	事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握する。	事業特性には環境保全の配慮の内容も含まれるが、環境保全の配慮については、その内容に至るまでの検討経緯やそれぞれの段階での内容の把握が重要であることからその必要性を新たに明確化する。
	17-②	地域特性に関する情報の把握は、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も含める。	地域特性が時間的に変化するものであることに留意する必要があることを規定する。 例えば、事業実施地域及びその周辺地域における過去及び将来の土地利用状況（住宅地の開発状況等）を十分に把握・理解した上で、大気汚染や騒音による影響をうける地域・主体を把握し、適切な調査、予測等を行うこと等が考えられる。
項目・手法 の選定	17-③	選定項目及び手法について、選定の理由を明らかにする。	選定項目の理由を明らかにすることは技術指針に規定済のため、手法の選定理由を明らかにすることを規定する。
	17-④	項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。	項目や手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けることの必要性を認め、助言を受けた場合には助言内容及び専門家等の専門分野を方法書や準備書等において明らかにすることを規定する。
影響要因	17-⑤	対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の	例えば、工作物等を撤去した上で事業を実施する、または事業実施後に工作物等を撤去する場合に発生する廃棄物による環境影響を

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
の捉え方		実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響を影響要因として整理する。	把握する必要性を明確化する。ただし、当該撤去の行為が「特定の目的のために行われる一連の」行為として位置付けられている必要がある。
調査について	17-⑥	調査法の選定時に、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえる。	同左の趣旨のとおり改定する。
	17-⑦	年間を通じた調査は、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。	年間を通じた調査を実施する際に、調査対象となる環境の状況の変動が少ない時期（季節、月等）から開始することで、特定の年の特異な自然現象の影響を受けないよう留意することの必要性を規定する。 例えば河川流量に大きく影響をうける水質指標（BOD等）について通年調査を実施しようとする際には、河川流量が最も安定する渇水期（一般的には冬季）から開始することが望ましい。
予測について	17-⑧	供用後の予測の対象時期は、定常状態に加えて、設定が可能な場合には影響が最大になる時期を設定する。	同左の趣旨のとおり改定する。ただし、当該時期が設定できる場合に限ることも明記する。
	17-⑨	工事完了前に供用されることが予定されている場合には、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。	工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、当該供用（いわゆる一部供用）による環境影響を的確に把握できる時期を予測の対象時期として設定する必要性を明確化する。 例えば廃棄物最終処分場であれば、処分区画が複数から成り立っていて、完成した区画から順に廃棄物の埋立の受け入れを開始すること等が想定される。ただし、環境影響評価手続を行う段階でこのような供用形式が事業者により計画されていることが明らかである必要があるため、「予定されている場合」に限定する。
	17-⑩	予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を、予測の結果との関係と併せて明らかにする。	予測の結果を示す場合には、その結果を導く際に用いた前提条件とペアで示す必要性を明確化する。
	17-⑪	予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにする。	対象事業が実施されない場合の将来の環境の状況（バックグラウンド）を明らかにするよう規定する。
	17-⑫	予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきの程度に	予測に当たって様々な不確実性を伴うことはやむを得ないことではあるが、予測の不確実性を検討するに当たり、場合によっては、予

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
		より、予測の不確実性の程度を把握する。	測の前提を変動させて、それに伴う結果のばらつきを把握することの必要性を規定する。
評価について	17-⑬	評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにする。	評価を行う際に、その評価内容に至った客観的・科学的な根拠を明確にするとともに（例：環境保全措置の水準が適切か、事業者として講じる最善のものであるか）、最終的な評価に至るまでの経緯（例：環境保全措置について途中で採用されなかった内容やその理由も含めた時系列的な変遷）も併せて明らかにする必要性を明確化する。
	17-⑭	評価に当てはまることとした基準又は目標の考え方を明らかにすること。	事業者が個別に法規制の適用を受けることから遵守しなければならない事項（例：大気汚染防止法上の排出基準等）についてではなく、環境保全を目的とした様々な施策等の適用に当たっての考え方を明確にした上で、適用の妥当性も併せて明らかにすることの必要性を規定する。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連			
環境保全措置について	17-⑮	代償措置を講じる場合、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにする。	代償措置は、他の回避、低減のための環境保全措置と比較して、より慎重な検討が必要であることから、措置の内容の妥当性をより詳細に明らかにすることを規定する。
	17-⑯	環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにする。	環境保全措置の検討が段階的に行われている場合にあっては、段階毎（例：方法書段階、準備書段階）に環境保全措置の内容を明らかにする必要性を規定する。
基本的事項の改正事項（平成 24 年改正分）			
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連			
助言について	24-①	助言を受けた専門家等の所属機関の属性の開示に努める。	環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましいことから規定する。ただし専門家個人が特定されることのないよう、配慮が必要なことに鑑み「属性の開示に努める」とする。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連			

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
環境保全措置について	24-②	事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり、必要に応じ専門家の助言を受ける。	事後調査結果の環境保全措置への反映に際しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であることから、必要に応じ専門家の意見を聞くことを規定する。
「報告書作成指針に関する基本的事項」関連			
助言について	24-③	専門家の助言を受けた場合はその内容及び専門家の専門分野を記載するとともに、専門家の所属機関の属性の開示に努める。	同左の趣旨のとおり改定する。

2 技術指針の改定は行わない事項

(1) 本市の既存制度に同等又は同等以上の内容が規定されている事項

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
基本的事項の改正事項（平成17年改正分）			
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」関連			
調査・予測・評価について	17-⑰	「触れ合い活動の場」について、施設や場の「状態」のみならず「利用の状況」も把握する。	「利用の状況」も把握するよう既に技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。
	17-⑱	「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等を把握することにより調査、予測及び評価を行う。	最終処分量等も把握するよう技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。
項目・手法の考え方	17-⑲	主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」を、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とする。	法アセスでは、改正前は対象事業ごとに項目及び手法がそれぞれ「標準項目」、「標準手法」として定められ、選択する必要はなかった。改正後は対象事業の一般的な事業内容ごとに項目及び手法が「参考項目」、「参考手法」として定められ、そこから選定する仕組みとなった。本市条例アセスでは、既に、項目及び手法は事業者が事業特性、地域特性を踏まえて選定することとなっていることから、技術指針の改定は必要ない。
	17-⑳	項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえ、行う。	
評価について	17-㉑	工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	本市制度では、工事による影響、供用による影響等の環境影響要因に関わらず環境基準との整合性が図られているか否かを検討することとしているため、技術指針の改定は必要ない。

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連			
事後調査 について	17-㉔	工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性を検討すること。	本市制度では、予測結果の検証のためすべての予測評価項目について事後調査を実施することとしており、予測に反映された環境保全措置（代償措置を含む）の結果もすべて把握される。よって、技術指針の改定は必要ない。
	17-㉕	代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討する。	
基本的事項の改正事項（平成 24 年改正分）			
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連			
項目・手法 の選定	24-④	評価範囲に「低周波音」を追加する。	本市制度では、既に「低周波音」を項目としているため、技術指針の改定は必要ない。
	24-⑤	最新知見の反映、複数の手法の提示など参考手法を適正化する。	本市制度では、手法は事業者が事業特性、地域特性を踏まえて選定することとなっており、選定にあたって勘案すべき情報である事業の種類ごとの参考手法を技術指針に示してはいないことから、技術指針の改定は必要ない。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連			
助言につ いて	24-⑥	事後調査の項目及び手法選定時、終了の判断にあたり、必要に応じ専門家の助言を受けること。	本市制度では、事後調査の項目はすべての予測評価項目、手法は調査手法に準じるもの、調査時期は原則予測時期としているため、事後調査について専門家の助言を受ける必要がないことから、技術指針の改定は必要ない。
「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連			
事後調査 について	24-⑦	原則、事業（工事）終了段階で1回作成する。	本市制度では、事後調査は供用後まで実施することとなっており、また、事後調査報告書は事後調査の実施状況に応じ、適宜、作成提出することとなっていることから、技術指針の改定は必要ない。
	24-⑧	必要に応じて事後調査や環境保全措置の結果等を公表する。	本市制度では、環境保全措置の結果を含め事後調査結果を事後調査報告書として提出し縦覧に供することを定めているため、技術指針の改定は必要ない。
	24-⑨	事業途中で事業主体が変わった場合の対応を記載する。	本市制度では、事業途中で事業主体が変わった場合は、新たに事業者となった者が事後調査に関する手続きを行うことが規定されてい

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
			るため、技術指針の改定は必要ない。

(2) 法と条例の制度の違いなどにより盛り込む必要のない事項

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
----	-----	------------	---------

基本的事項の改正事項（平成 17 年改正分）

「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連

項目・手法 の選定	17-㉔	参考項目の設定時に、「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」を明らかにする。	本市制度では、事業者が事業特性、地域特性を踏まえ項目を選定することとなっており、対象事業の種類ごとに選定すべき参考項目を示していない。よって参考項目の設定時に一般的な事業の内容を明らかにするよう技術指針を改定する必要はない。 また、「一般的な事業の内容」を明らかにする必要がないことからそれと個別の事業との内容の相違を把握させる必要はない。
	17-㉕	参考項目及び参考手法の設定時に、踏まえた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違を把握する。	

基本的事項の改正事項（平成 24 年改正分）

判定基準	24-不	「判定基準に関する基本的事項」 関連	法アセスでは第 1 種事業と第 2 種事業を事業の規模により定め、第 1 種事業は必ず環境アセスを行い、第 2 種事業は環境アセスが必要かどうかを個別に判断する仕組みになっている。法アセスでは第 2 種事業に対し環境アセスが必要かどうか判断するために「判定基準に関する基本的事項」を定めているが、本市制度にはこの仕組みがないため、改定内容を反映させる必要はない。
------	------	--------------------	---

3 今後の本市の制度検討結果によって対応方針を決定する事項

平成 23 年の環境影響評価法の改正による計画段階配慮書手続の導入に対応するための改正部分については、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。

※平成 17 年度改正分は該当なし

分類	番号※	基本的事項の改正内容	対応方針の解説
----	-----	------------	---------

基本的事項の改正事項（平成 24 年改正分）

計画段階配慮	24-全	「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」 関連	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行う場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。
--------	------	-----------------------------	--

分類	番号※	基本的事項の改正内容	対応方針の解説
	24-全	「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」 関連	作成された計画段階配慮書について一般及び関係地方公共団体からの意見を求める場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連			
調査・予測・評価について	24-⑩	配慮書手続段階の検討結果を活用する。	計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（方法書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連			
環境保全措置について	24-⑪	配慮書手続の結果等を反映する。	計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（準備書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。

※番号は資料4-3に対応

参考：

環境影響評価の「基本的事項」及びそれに基づく「主務省令（廃棄物最終処分場）」の開催に関する解説等（環境省総合環境政策局 平成18年11月）

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（環境省総合環境政策局 平成24年3月）